

平成24年4月1日より 外来の高額療養費が変わります

今回の改正の変更点は？

(※1) 限度額適用認定証等を掲示し、外来の診療を受けた場合についても、入院した時と同様に医療機関等の窓口での支払いを(※2) 自己負担限度額までにとどめることができる制度です。

対象となる医療機関は？

保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療が対象です。(柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。)

いつから外来診療を受けたものが対象になるの？

平成24年4月1日から対象になります。

月の途中で限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証が交付された場合は？

月の途中で交付を受けた場合、入院と同様、月の初めにさかのぼって適用されますが、限度額適用認定証の医療機関への掲示が翌月となった場合は、その月のものは適用にならない場合があります。その場合は後日、役場で高額療養費の申請をしてください。

3月31日以前に交付された限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証でも、外来で自己負担までの支払いになるの？

経過措置を設けていますので、平成24年3月31日以前に交付されたものも有効期限までお使いになれます。

同じ月に、同じ医療機関で外来と入院で受診した場合は？

外来と入院は別々の取扱いとなります。それぞれで自己負担限度額までお支払いをしていただくことになります。※ただし合算の対象にはなりませんので、後日役場へ高額療養費の申請をしていただくことにより、差額分の高額療養費が支払われます。

同じ月に、複数の医療機関を受診した場合は？ また歯科と医科はどうなるの？

複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関ごとに外来の高額医療を算定することになりますので、医療機関ごとに自己負担額までのお支払いとなります。また、同じ医療機関内の医科と歯科もそれぞれ自己負担額までのお支払いになります。後日、高額療養費の申請を行うことにより、高額療養費が返還される場合もあります。

ひとつの薬局で複数の医療機関の処方箋がある場合は合算されるの？

ひとつの薬局の場合、同じ医療機関から発行された処方箋で調剤された費用のみ合算されます。複数の医療機関の場合は合算されません。

申請をしたいけど、どこに行ったら良いの？

国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方は、南部町役場町民生活課が申請先となります。(申請の際には保険証・印鑑が必要になります。)

月の途中で保険が変更になった場合は？

月の途中で保険が変更になった場合は、自己負担額について保険ごとの算出となります。また、限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証もそれぞれのもが必要です。

(※1) 限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証は事前に申請し、交付を受ける必要があります。限度額適用認定証の該当にならない方もあります。

(※2) 自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なります。

【申請方法・問合せ先】

町民生活課 医療保険室
☎ 66-3116

